平成２２年（フ）第８９号
三重県津市一身田町367番地１
破産者　依田　良徳
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２５号
大津市大石中１丁目２番７号
破産者　有限会社メディカルサポート
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
滋賀県守山市浮気町160番地
破産者　有限会社エスピーニシムラ
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２２号
熊本市花園５丁目23番45―１号
破産者　有限会社宮川組
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5145番地２
破産者　株式会社日向野組
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原888番地の４、前住所和歌山県御坊市薗432番地
破産者　阪本家具工芸こと　阪本　博一
１　決定年月日　平成22年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１１９４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目13番28号
破産者　浅見　久雄
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７６号
さいたま市岩槻区西原台２丁目５番41号、前住所さいたま市岩槻区大字掛567番地５
破産者　高梨　博美
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋６丁目14番11―101号
破産者　猪股　洋史
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋６丁目14番11―101号
破産者　猪股美枝子
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
埼玉県川口市戸塚東２丁目31番18号　薬師荘３―２
破産者　新井山兼男
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９１号
さいたま市桜区栄和５丁目８番14号
破産者　宮島　要平
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
埼玉県鳩ケ谷市坂下町４丁目11番１号　坂下ユーハイツ301号
破産者　田中　英樹
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
埼玉県熊谷市玉井1758番地２
破産者　鯨井美枝子
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
相模原市中央区千代田６丁目３番８号
破産者　戸張　邦夫
１　決定年月日　平成22年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７２号
相模原市南区御園３丁目９番１号　九島ハウスＡ
破産者　伊與田孝徳
１　決定年月日　平成22年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８７号
長野県千曲市大字土口329番地２
破産者　北澤　幸子
１　決定年月日　平成22年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４７２号
札幌市東区北21条東23丁目１番12―102号
破産者　平松　一弘
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２４号
札幌市豊平区西岡４条２丁目８番28号
破産者　伊藤　憲彦
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
秋田県湯沢市関口字石田114番地38
破産者　藤坂千代子
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部